

大正区マスコットキャラクター使用承認申請書

大 正 区 長

申請者 住 所

氏 名



(団体の場合は団体名及び代表者名を記入すること)

大正区マスコットキャラクターを次のとおり使用したいので申請します。なお、申請にあたり次の注意事項を確認し、使用の場合はこれを遵守します。また、キャラクター使用において発生した損害・損失について、貴区役所に補償等の要求はしません。

使用目的

(事 業)

使用形態

使用期間

[注意事項]

- (1) 承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 区長が特に認めた場合を除き、区長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (4) 大正区のマスコットであることを明記すること。
- (5) マスコットの使用にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。

提出先 大正区役所総務課

(4394-9975)